

警報発令、交通途絶・交通ストライキ時における措置（R8/5/29～適用）

Ⅰ 台風・風水害等非常の場合

生徒の安全確保を最優先とし、以下の気象警報が発令された場合の対応を、次のとおり定める。

【対象となる警報】 本校における措置の対象となる警報は、次のとおりとする。

α 大雨警報 b 暴風警報 c 河川氾濫警報 d 土砂災害 e 大雪（暴風雪）警報

※避難方法等の詳細は「防災気象情報を活用する組織向けのチラシ」（気象庁ホームページ）を参照

(1) 平常時

ア 午前7時現在、学校所在地（神戸市北区）に警報が発令されている場合は、自宅待機とする。

なお、午前10時までに警報が解除された場合は、5時間目から授業を実施する。

イ 午前10時を過ぎても警報が継続している場合は、臨時休業とする。

ウ 午前7時現在、居住区域に警報が発令されている場合は、学校所在地（神戸市北区）に警報が発令されていなくても、自宅待機とする。

その後、午前10時までに居住区域の警報が解除された場合は、5時間目の授業から登校する。

エ 学校所在地（神戸市北区）および居住区域に警報は発令されていないが通学途上の区に警報が発令されている場合は、原則登校とするが、身の安全を最優先とし、通学途上の気象・交通状況等に十分留意する。

(2) 休業時（長期休業中や土・日・祝日）

ア (1) 平常時に準じる。警報が解除された時点で、担当教員の指示に従う。

(3) 定期考査時

ア 午前7時現在、学校所在地（神戸市北区）に警報が発令されている場合は、臨時休業とし、該当の考査は、原則、考査最終日の翌日（土・日・祝日を除く）に実施する。

イ 午前7時現在、居住区に警報が発令されている場合は、学校所在地（神戸市北区）に警報が発令されていなくても、自宅待機とし、該当の考査は、原則、公認欠席扱いとする。

ウ 学校所在地（神戸市北区）および居住区域に警報は発令されていないが通学途上の区に警報が発令されている場合は、原則登校とするが、身の安全を最優先とし、通学途上の気象・交通状況等に十分留意する。

*登下校時に上記の警報が発令されたり、非常事態が発生したりしたときは、その場の状況に応じて臨機の処置をとり、身の安全に十分留意する。

2 通学途上の交通機関が途絶している場合

(1) 平常の通学路以外の経路でも登校ができない場合は、自宅待機とする。

(2) (1)の状態が午前10時までに復旧した場合は、5時間目の授業から登校する。

3 交通ストライキの場合

(1) 平常時

ア 午前7時現在、神戸電鉄がスト決行中の場合は、自宅待機とする。

イ 午前10時までに解決した場合は、5時間目から授業を実施する。

ウ 午前10時現在、スト継続中の場合は、臨時休業とする。

(2) 定期考査時

ア 午前7時現在、神戸電鉄がスト決行中の場合は、臨時休業とし、該当の考査は、原則、考査最終日の翌日（土・日・祝日を除く）に実施する。